

海運事業等雇用調整助成金制度

(船員保険特別会計により実施)

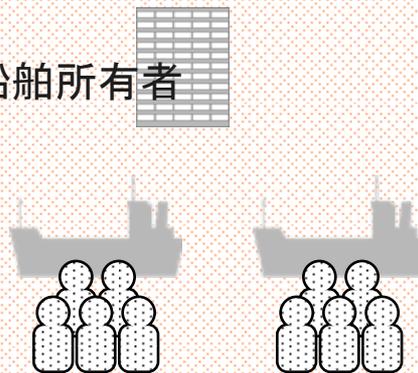
景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた船舶所有者が、その雇用する船員を、一時的に休業、教育訓練又は出向させた場合に、手当又は賃金等の一部を助成し、雇用の維持(安定)を図る。

景気の変動、
産業構造の変化
その他経済上の理由

事業活動の縮小

(運送量、用船料の減少)

船舶所有者



売船、係船、
減便等

雇用を維持



休業

教育訓練

出向



助成額の例

- ・699型貨物船(6人)を係船し、10日間休業、5日間教育訓練させた場合 ⇒ 約 87万円 助成
- ・定期旅客船事業者(100人)が減便に伴い1日につき1時間休業させた場合 ⇒ 約 200万円/月 助成

計画届

支給申請



支給

国土交通省(運輸局)

社会保険庁